

第 4 期京都府障害者基本計画における聞こえの共生社会推進施策等の記載について

令和元年 10 月
健康福祉部

1 第 4 期京都府障害者基本計画について

(1) 計画の性格

京都府の障害者施策全般に係る総合計画であり、障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画

(2) 策定趣旨

現行の障害者基本計画（H27.4～H32.3の5箇年）の期間満了に伴う改定国の基本計画との整合を図りつつ、府としての計画を策定

(3) 基本的な考え方

国基本計画に沿い、分野別に共生社会の実現に向けた施策を推進

〈参考：第3期計画における分野別の施策体系〉

- ① 共生社会の実現に向けた理解と交流促進
- ② 教育の推進
- ③ 生活の支援
- ④ 保健・医療の充実
- ⑤ 生活環境の整備
- ⑥ 雇用・就労の促進
- ⑦ スポーツ・文化・芸術、レクリエーション活動の振興
- ⑧ 暮らしの安全・安心

(4) 計画期間

令和2年4月～令和6年3月（4年間）

2 障害者基本計画における聞こえの共生社会推進施策等の記載について

(1) 趣旨

言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例第9条に規定する事項を第4期京都府障害者基本計画内に位置づける。

(2) 記載すべき事項

- ① 聞こえの共生社会推進施策についての基本的な方針
- ② 言語としての手話の普及及び聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保に関する施策を実施するために必要な事項

■条例（抜粋）

第9条 府は、聞こえの共生社会推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する都道府県障害者計画の策定又は変更に当たっては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 聞こえの共生社会推進施策についての基本的な方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、言語としての手話の普及及び聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保に関する施策を実施するために必要な事項